

南伊豆町三坂地区における津波対策の方針

平成 30 年 10 月

静岡県・南伊豆町

目 次

- 1 はじめに
- 2 地区協議会意見のまとめ
 - 2.1 津波対策の基本方針案
- 3 津波対策の方針（結論）

（参考資料）

参 1 津波被害想定

参 1. 1 津波浸水想定とレベル 1 津波必要堤防高

参 2 検討経緯

1 はじめに

地元町内会や関係機関・団体等の代表者で組織した「南伊豆町津波対策三坂地区協議会」では、利害の異なる関係者間で話し合いを重ねることで、お互いに理解し合い、地区として津波対策に対する意見を「南伊豆町三坂地区における津波対策の基本方針案」として取りまとめました。

静岡県及び南伊豆町は、この基本方針案を尊重し、地区の実情を踏まえた総合的な津波対策の方針である「南伊豆町三坂地区の津波対策の方針」を作成しました。

静岡県及び南伊豆町では、今後、本方針に基づき津波対策を推進していきます。

なお、本方針に記載の事業の実施にあたっては、予算の確保を含め国その他関係機関等との調整が必要となります。

2 地区協議会意見のまとめ

2.1 津波対策の基本方針案

【三坂地区】

- 最大クラス（レベル2）の津波に備えた住民や観光客の迅速かつ主体的な避難を可能とするための施設整備やソフト対策、啓発活動を推進する。
- 比較的発生頻度の高い津波（レベル1）に対しては、現況地盤高及び既存施設の高さが必要堤防高を満足していないが、観光業を中心とする当地区の特性に鑑み、津波を防ぐための防潮堤等の新たな施設整備や既存施設の嵩上げは行わないものとする。
- 現況の防潮堤等の高さを超える津波に対しては、避難によって命を守るため、南伊豆町の津波避難計画を基本として対策を実施する。
- これらの津波対策については、将来のまちの姿を描きながら、その方向性に逸することの無いよう、地区・県・町・関係機関が協力して実施していくとともに、今後も継続してソフト対応等を検討していく。

なお、静岡県地震津波被害想定等が見直された場合は、上記基本方針案についても、適宜見直すものとする。

3 津波対策の方針（結論）

静岡県と南伊豆町は、南伊豆町津波対策三坂地区協議会でとりまとめた「南伊豆町三坂地区における津波対策基本方針案」をもとに、「南伊豆町三坂地区の津波対策の方針」を作成しました。

この「南伊豆町三坂地区の津波対策の方針」は、地区の実情等を最大限に反映するとともに、津波対策静岡方式推進検討会による検討も踏まえて、作成したものです。

南伊豆町三坂地区の津波対策の方針

1) レベル1 津波に対する施設整備について

- ・ 現況地盤高及び既存施設の高さが必要堤防を満足していない箇所があるが、観光業を中心とする当地区の特性に鑑み、津波を防ぐための防潮堤等の新たな施設整備や既存施設の嵩上げは行わないものとする。

2) 避難について

- ・ 南伊豆町は、最大クラス（レベル2）津波に対し、住民や観光客の迅速かつ主体的な避難を最重要の対策と位置付け、南伊豆町の津波避難計画に基づく避難を後押しするソフト対策を推進する。なお、ソフト対策の内容や優先順位の考え方については、「三坂地区の津波対策の基本方針案」の別表を参考とする。

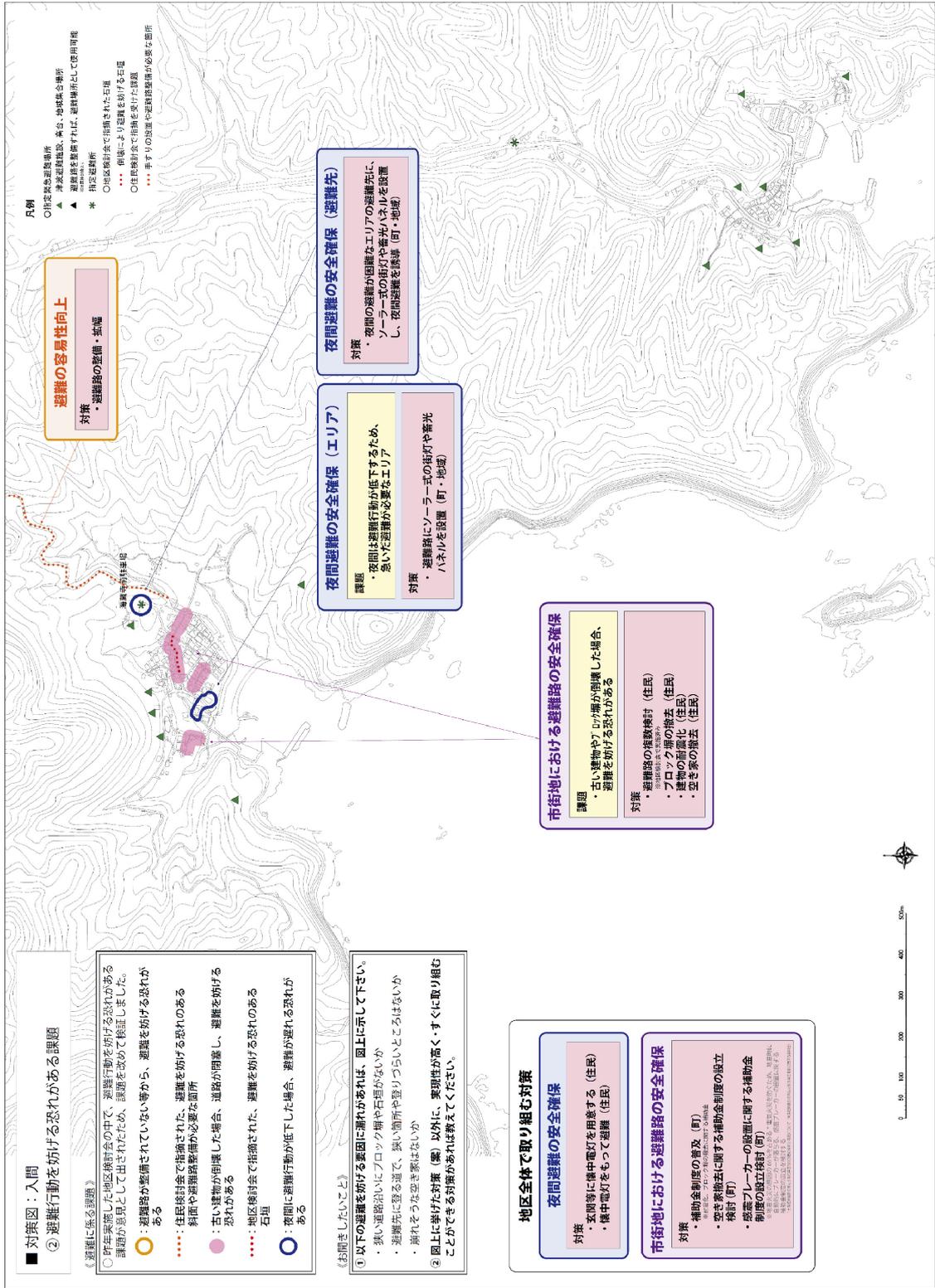
3) その他

- ・ これら津波対策は、地区、県、町、関係機関が協力し、着実に実施していくとともに、今後も継続してソフト対策等を検討していく。
- ・ 静岡県の地震津波被害想定等が見直された場合は、この方針についても適宜見直す。

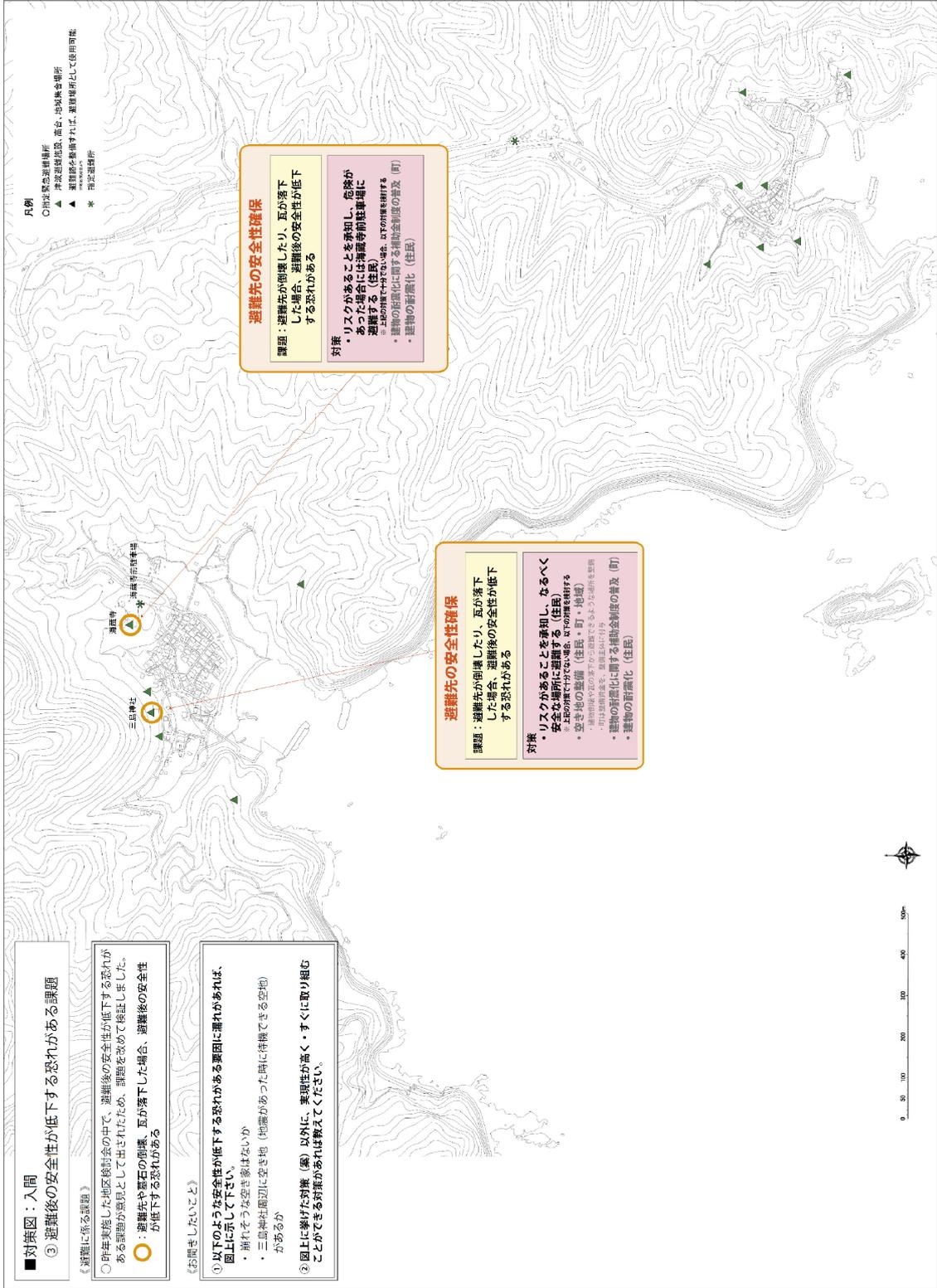
課題		担当	短期的対策（5年以内）	中期的対策（10年以内）	長期的対策	備考
避難路	・避難路が整備されていないこと等から、避難を妨げる恐れがある		・避難路の舗装や手すりの設置	・倒壊の危険がある空き家の撤去（個人）		
	・古い建物が倒壊した場合、道路が閉塞し、避難を妨げる恐れがあるエリアがある。	町 自主防			・特定空き家等制度で定められる空き家を撤去（町が実施）	
	・避難を妨げる恐れのあるブロック塀等がある			・ブロック塀に関しては、補助金を活用し撤去を推進する	・石垣に関しては、耐震化に係る補助金制度の設立を検討する	
避難路（標示）	・看板が設置されていない避難先がある	自主防	・自主防で一時避難場所を決定し、町の補助金を活用し看板を設置する。			
避難路（照明）	・照明等がなく、夜間に避難行動が低下するエリアがある	自主防	・照明が必要な箇所を自主防で決定し、町の補助金を活用し設置する。			
避難ビル						
自宅等建築物の対策	・家具固定に関する補助金の充実、普及、意識啓発	町	・町は家具固定に関する意識啓発を行い、補助制度を充実させる。			
情報連絡（事前準備）	・一時避難場所への誘導看板の設置	町 自主防	・町と自主防で協議し、一時避難場所への誘導看板を設置する			
情報連絡（発災後）	・同報無線の整備	町	・平成32年度以降に県に県の補助金を活用しデジタル無線を整備する			

〆ト対策

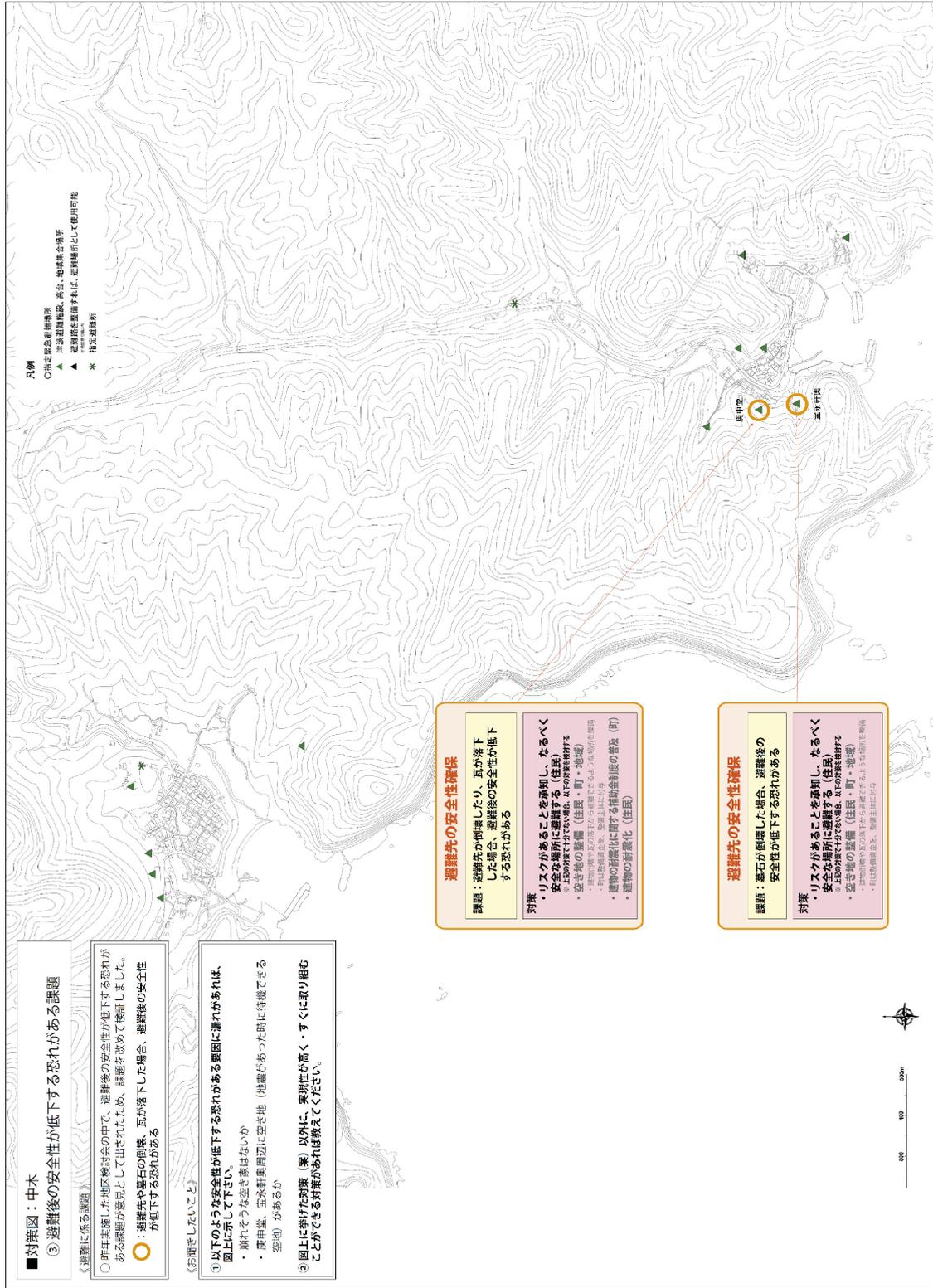
三坂地区の津波対策の基本方針案(別表)



三坂地区の津波対策の基本方針案(別図)



三坂地区の津波対策の基本方針案(別図)



三坂地区の津波対策の基本方針案(別図)

(参 考 资 料)

参 1 津波被害想定

参 1. 1 津波浸水想定とレベル 1 津波必要堤防高

【三坂地区】

平成 27 年 6 月に公表された駿河・南海トラフ沿いで発生する地震動と津波浸水想定において、レベル 1 津波（5 地震重ね合わせ）の最大浸水深図を図 1 に示した。

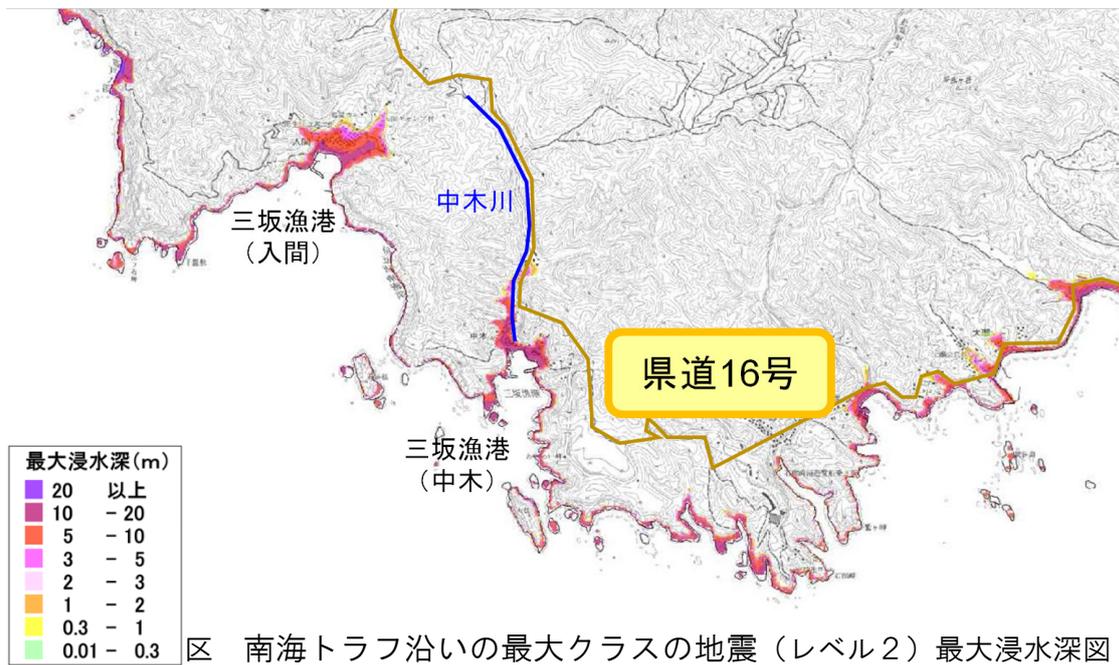
また、レベル 2 津波（南海トラフ沿いの最大クラスの地震）の最大浸水深図を図 2 に示した。

なお、レベル 1 津波に対する必要堤防高は T. P. +12. 5m である。レベル 2 における平均津波高は T. P. +15. 0m、最高津波高は T. P. +22. 0m である。

【三坂地区】



1 三坂地区 5地震重ね合わせ(レベル1)最大浸水深図



区 南海トラフ沿いの最大クラスの地震(レベル2)最大浸水深図

参2 検討経緯

【三坂地区】

三坂地区では地区協議会設置に先立ち、平成27年10月15日に南伊豆町で津波対策講演会が開催された。平成27年11月10日に第1回の「南伊豆町津波対策三坂地区協議会」を開催し、会長を入間区長、副会長を中木区長とした。

その後、計2回の地区協議会と2回の住民説明会を開催し、津波対策についてハード・ソフトの両面から検討を行い、方針は決定した。

・地区協議会

① 構成

会長	入間区長
副会長	中木区長
メンバー	<ul style="list-style-type: none"> ・対象自治会（入間区、中木区）の区長 ・観光協会、漁業協同組合、商工会、農業協同組合、消防団 ・南伊豆町（総務課、地域整備課） ・静岡県（下田土木事務所、賀茂振興局）
事務局	静岡県下田土木事務所企画検査課、南伊豆町地域整備課

② 開催状況（出席者に南伊豆町・静岡県関係者は含まない）

回	開催日 場所	出席者	概要
1	H27. 11. 10 中木生活改善センター	6名	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会の目的と津波対策検討会の進め方について ・地区におけるL1L2津波高について
2	H28. 1. 25 中木生活改善センター	20名	<ul style="list-style-type: none"> ・L1津波に対する施設整備案について（ワークショップ）
3	H28. 9. 9（住民説明会） 入間生活改善センター	32名	<ul style="list-style-type: none"> ・津波対策基本（案） ・ワークショップ ・中木地区における津波対策について
4	H28. 10. 7（住民説明会） 中木生活改善センター	25名	

また、平成27年10月15日に南伊豆町で津波対策講演会が開催された。



第 1 回地区協議会



第 2 回地区協議会



住民説明会